

(仮称) 安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託仕様書

1. 仕様書の適用

本仕様書は、安芸高田市（以下「委託者」という。）が発注する「(仮称) 安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、共通仕様書及び関係法令に基づいて実施するものとする。

2. 業務の目的

本業務は、吉田保育所、吉田幼稚園、みつや保育所を統合した認定こども園を、旧田んぼアート公園予定地に公園と一体型の複合施設として整備するための基本構想を策定することを目的とする。

3. 委託内容（案）

(1) 施設整備に係る基本条件の整理

保育所型認定こども園の整備にあたっての諸条件を明確にするため、次の事項を整理する。

① 関連計画の整理

- ・ 上位関連計画における位置づけの整理
- ・ 保育所整備に係る市の整備方針の整理

② 施設整備に係る基本事項等の整理

- ・ 供給処理施設の整備状況
- ・ 施設性に係る開発許認可等の関連法令の整理
- ・ 認定こども園の認定基準及び施設整備基準の整理

(2) 事業実施基本方針等検討

① 施設整備に係る整備方針の検討

- ・ 保育所型認定こども園整備に係る整備基本方針の検討
- ・ 公園整備に係る整備基本方針の検討

② 保育所型認定こども園施設運営に係る管理・運営方針の検討

③ 保育所型認定こども園との一体利用を踏まえた公園施設の管理・運営方針の検討

(3) 施設規模・概要等検討

① 保育所型認定こども園に導入する諸室構成及び規模の検討

② 公園整備に係る導入機能・施設（遊具等）の整備方針の検討

③ 保育所型認定こども園の施設配置及びモデルプランの検討

④ 保育所型認定こども園との連携を踏まえた公園施設（遊具等）の配置検討

⑤ 公園整備及び保育所型認定こども園の整備に係る概算事業費の検討

想定定員数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号定員	-	-	-	3	6	6	15
2・3号定員	21	27	27	40	40	40	195
合計	21	27	27	43	46	46	210

(4) 事業スキームの検討

- ・保育所型認定こども園誘致に向けた事業スキームの検討
- ・保育所型認定こども園と整備される公園との機能連携スキームの検討

(5) 事業スケジュール案の検討

- ・事業者公募選定から施設整備完了までのスケジュールの検討

(6) 基本構想の作成

- (1) ～ (5) を基本構想として取りまとめる。

(7) その他

- ・基本構想図（ゾーニング）
- ・イメージスケッチ作成

4. 委託期間

契約締結日の翌日から 2025 年 3 月 31 日まで

5. 成果品

成果品の提出については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

- ①基本構想書 A4 判（カラー含む） 3部
- ②基本構想概要版 A3 版 見開き 3部
- ③上記に係る電子データ

6. 業務従事者の必要資格

本業務において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録をしていること。

7. その他

- (1) 受託者は常に緊密な連絡体制を取り、調整を図る。
- (2) 受託者は、本作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、市が提供した資料等を許可なく第三者に提供したり、目的外に使用しない。成果品全ては委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに第三者に閲覧や複写、又は譲渡してはならない。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり知的財産権に十分留意する。
- (4) 受託者は、個人情報の取り扱いにあたり本仕様書に記載してあるものの他、契約約款の特記事項（個人情報の保護）を遵守すること。

- (5) 本業務の執行に必要となる調査、調整、企画、提案等にかかる一切の費用は契約内に含むものとする。
- (6) 受託者は、業務における総合的企画、業務遂行管理等の主な業務を再委託してはならない。印刷・製本等の簡易な業務以外の業務の一部を第三者に再委託する場合には、受託者に承諾を得ること。
- (7) 委託業務に際し、事前に関係者への周知を図るとともに、身分証明書を絶えず携帯し、民有地へ立ち入る場合には、相手方にその身分を明らかにし、了解を得てから作業を実施すること。
- (8) 本作業を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、実施すること。なお、協議については書面(打合せ記録簿)で行うこと。
- (9) 本委託仕様書に定めのない疑義事項については、委託者と協議しその指示に従うとともに、打合せ議事録に協議した内容を記録すること。
- (10) 成果品納入後に不備が判明した場合、速やかに訂正を行うこと。

参考資料

